

第 6 4 号議案

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項第1号を次のように改める。

- （1）精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条の3第2項第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第6条の4第2項第1号を次のように改める。

- （1）精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の4第2項第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第31条第7号中「第30条第2項」を「前条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。